附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条及び第六十二条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第百四十七条　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。 一～五　（略）	**第百四十七条**　法第六十条の規定により、航空運送事業の用に供する航空機に装備しなければならない装置は、次の各号に掲げる装置であつて、当該各号に掲げる数量以上のものとする。 一～五　（略）

付表

三～二十三　（略）	（略）	（略）
一～九十　（略） 九十一　フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの		

付表

三～二十三　（略）	（略）	（略）
一～九十　（略） （新設）		